

<資料提供>

令和8年7月7日（火）

自然環境課 西出 久範

TEL:225-1475（内）4260

## 令和8年度ツキノワグマの緊急銃猟に係る実地訓練の実施

### 1 目 的

- ・緊急銃猟制度（鳥獣保護管理法）が昨年9月1日から導入され、クマが市街地等に侵入した場合、一定の条件の下、市町村長の判断で銃器を用いた捕獲が可能となった。
- ・緊急銃猟の実施には、市町村が主体となり、実施条件の確認や安全確保措置（現場周辺の通行規制や住民避難等）を講じる必要があり、クマ出没時に迅速に対処するため、関係者が参加する実地訓練を実施する。

### 2 概 要

(1) 日 時 令和8年7月9日（木）10時～15時

(2) 内 容 等

時 間	場 所	内 容
10～11時	河愛の里Kinschule 河北郡津幡町下河合 チ55番地	座 学 緊急銃猟制度の概要等を説明
11～12時	〃	図上演習・発 表 クマの出没場面を複数出題し、緊急銃猟の実施条件を確認、通行規制や住民避難指示の範囲等を検討、決定
12～13時	昼休憩	
13～14時	河愛の里Kinschule 河北郡津幡町下河合 チ55番地	図上演習（続き）
14～15時	〃	実地訓練 施設職員が施設利用者の避難誘導→通報、その後、津幡町が代表し、注意喚起→クマ搜索→安全確保措置→緊急銃猟→安全確保措置解除までを実施

(3) 参 加 者 県、津幡町、猟友会、県警等

### 3 取材について

取材を希望される場合は、事前に自然環境課までご連絡願います。

TEL：076-225-1477（担当：鳥獣グループ 山下、宮本）